

表2-19-6-1 けやき会館の規模

鉄筋コンクリート造 3階建 総面積2,620㎡		
大ホール	480㎡	320席
レストラン	167㎡	
特別レストラン	31㎡	
会議室－1	22㎡	10人程度収容
会議室－2	78㎡	40人程度収容
会議室－3	69㎡	40人程度収容
会議室－4	86㎡	40人程度収容
レセプションホール	201㎡	100人程度収容
中会議室	69㎡	20人程度収容
小会議室	39㎡	10人程度収容
和室	36㎡	

開館以来、学生・教職員に親しまれた1階のレストラン・コルザは、2020年4月からコロナ禍により休業を余儀なくされていたが、2021年度末をもって営業を終了した。

## 第6項 セミナーハウス山中寮

千葉大学医学部の前身である千葉医科大学時代の1932年から開寮している山中寮（山梨県山中湖村）は、医学部の学生実習等の場として利用されていたが、2003年に全面的に建て替え、全学の学生・教職員が利用する研修・厚生補導等施設となった。

セミナーやゼミ合宿等のほか、富士山7合目救護所における診療・救護活動に参画する医学部学生等のベースキャンプとしても活用されている。

## 第7節 奨学と支援

### 第1項 学費の免除

2017年12月の「新しい経済政策パッケージ」、2018年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」において、意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充に

より大学等を無償化する方針が決定された。それに伴い、日本学生支援機構による審査を受け、授業料・入学料の全額もしくは一部が免除となる制度が整備され、本学での授業料免除の実施方法が変更となった。

2020年度以降の学部生については、原則日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金の採用区分（区分Ⅰ～Ⅲ）に基づき、それぞれ入学料・授業料の全額、 $2/3$ 、 $1/3$ を免除している。なお、大学院生および給付型奨学金の対象外となる学生については、引き続き大学独自で授業料免除を実施している（全額免除または半額免除）。

また、本学で実施している「全員留学」に伴い、2020年度以降入学となる学生の授業料は、学部生および修士・博士前期課程535,800円、博士・博士後期課程520,800円から、一律642,960円へと変更されている（専門法務研究科は804,000円から変更なし）。

学部生の給付型奨学金採用者においては、日本学生支援機構から学生の給付型奨学金の採用区分に応じた免除相当額が大学へ予算措置されているが、535,800円が基準とされているため、本学授業料との差額については、大学独自の免除として学生を支援している。

なお、本学の2019年度から2021年度の入学料・授業料の免除実施状況は、表2-19-7-1および表2-19-7-2のとおりである。

表2-19-7-1 入学料免除実施状況

	2019年度	2020年度	2021年度
申請者数	263	404	427
全額免除	139	66	198
一部免除	47	238	85

※前期・後期を合計した延べ人数

※一部免除については、日本学生支援機構の $2/3$ 免除（188,000円）、 $1/3$ 免除（94,000円）に加え、大学独自の半額免除（141,000円）を含む。

表2-19-7-2 授業料免除実施状況

	2019年度	2020年度	2021年度
申請者数	3,154	3,566	3,004
全額免除	2,481	1,890	1,886
一部免除	377	937	623

※前期・後期を合計した延べ人数

※一部免除については、入学時期および課程ごとに異なる授業料について、日本学生支援機構の2/3免除、1/3免除、大学独自の半額免除を行ったものを含む。

## 第2項 奨学制度

国による奨学制度として、日本学生支援機構（旧日本育英会）が、優れた学生であって経済的理由により修学困難な者に対して奨学金の支援を行っている。日本学生支援機構奨学金は、幾度かの制度の改善、貸与金額の改訂および貸与人員の増員があり、なかでも1984年に、それまでの無利子貸与に有利子貸与が加わり、1999年には、有利子貸与奨学金の貸与金額および貸与人数の大幅な拡充が図られた。さらに2020年には、高等教育の修学支援制度の開始により学部生への給付奨学金が加わった。

本学でも可能な限り修学困難な学生の経済的支援の充実を図り、現在にいたっている。2021年度は学部貸与奨学生2,024名（全学部生に対する貸与率19.6%）、大学院奨学生581名（全大学院生に対する貸与率17.9%）、学部給付奨学生607名（全学部生に対する給付率5.9%）が支援を受けている。

2022年度新入生の無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与月額、学部生は最高で45,000円（自宅外は51,000円）、大学院生は修士88,000円、博士122,000円となっている。また、有利子奨学金（第二種奨学金）の貸与月額は、学部生が20,000円～120,000円（10,000円刻み）から、大学院生が50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択することとなっている（専門法務研究科は150,000円を選択した場合、40,000円または70,000円の増額貸与を受けることができる）。給付奨学金の支給月額は支援区分に応じて、29,200円、19,500円、9,800円（自宅外は66,700円、44,500円、22,300円）となっている。

そのほか、地方公共団体や民間育英団体による奨学金についても、積極的な支援協力要請等を行った結果、2021年度は、地方公共団体8団体12名が、民間育英団体44団体81名が奨学金の貸与または給付を受けている。

### 第3項 学生保険

#### (1) 学生保健互助会

疾病負傷の際、学生相互で救済し、健康保持に寄与することを目的として1954年4月に学生健康保険組合が設立され（1994年5月に学生保健互助会と改称）、約70年にわたり医療費給付等を行ってきたが、現在においては各種学生保険が整備・拡充されたことから、2020年度をもって新規入会を停止し、2023年度をもって解散することとなった。

#### (2) 学生教育研究災害傷害保険制度

1976年度から発足したこの保険制度は、学生の正課中、課外活動中などに生じる不慮の災害に対する被害者救済等を目的とした全国的規模のもので、本学では入学時に全員加入することになっている。

正課中、課外活動中などで他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることによる賠償責任負担を軽減するための学研災附帯賠償責任保険についても全員加入としている。